

山梨県公報

第三百八十九号

令和五年

六月二十六日

月 曜 日

目次

告 示

○令和五年度山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金の元利償還金徴収の事務委託……………四二一

○令和五年度における山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例附則第二項の知事が指定する日……………四二一

○道路の供用開始……………四二一

公 告

○落札者の決定について(二件)……………四二一

○公共測量の終了……………四二二

○屋外広告物講習会の開催について……………四二二

教育委員会

○一般競争入札について……………四二三

公安委員会

○山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………四二四

○自転車運転者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則……………四二四

○特定小型原動機付自転車運転者講習の実施に関する規則……………四二五

告 示

山梨県告示第七十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付事業に係る貸付金の元利償還金の徴収に関する事務を令和五年四月一日に次の者に委託した。

令和五年六月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 受託者 甲府市北新一丁目二番十二号 社会福祉法人山梨県社会福祉協議会
- 二 委託の期間 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

山梨県告示第七十六号

令和五年度における山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例(平成二十三年山梨県条例第三号)附則第二項の知事が指定する日は、令和五年六月二十六日から同年七月十四日までの日及び同年九月十日から同年十一月三十日までの日とする。ただし、同年七月十四日にあつては午後六時前に、同年九月十日にあつては午後六時以後に利用を開始する場合に限り、許可を要しないものとする。

令和五年六月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第七十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和五年七月十八日まで一般の縦覧に供する。

令和五年六月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	駒ヶ岳公園線	北杜市白州町大坊字前田一九六番三地先から 北杜市白州町大坊字前田一四二番一地先まで	一六四・三	令和五年六月二十六日

公 告

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和五年六月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 落札に係る借入物品の名称及び数量
 - (一) 名称 メールシステム機器等
 - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
 - (一) 名称 山梨県総務部情報政策課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 令和五年五月十二日
- 四 落札者
 - (一) 名称 株式会社ジインズ
 - (二) 住所 山梨県笛吹市境川町三柵三百一番地
- 五 落札金額 七千七百二十二万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和五年三月三十日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和五年六月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 落札に係る借入物品の名称及び数量
 - (一) 名称 メール配送システム機器等
 - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
 - (一) 名称 山梨県総務部情報政策課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 令和五年五月十二日
- 四 落札者
 - (一) 名称 NSW株式会社

(二) 住所 東京都渋谷区桜丘町三十一番十一号

- 五 落札金額 一億七千五百二十三万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和五年三月三十日

● 公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省関東地方整備局富士川砂防事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年六月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量(数値地形図データ作成 地図情報レベル千)
- 二 測量の地域 富士川砂防事務所管内(釜無川流域及び雨畑川流域)
- 三 測量の期間 令和四年七月十九日から令和五年五月三十一日まで

● 屋外広告物講習会の開催について

山梨県屋外広告物条例(平成三年山梨県条例第三十五号)第三十四条の規定による講習会を開催する。

令和五年六月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開催日時 令和五年十月二十七日(金) 午前九時十分
- 二 開催場所 甲府市丸の内一丁目五番四号 恩賜林記念館(二階大会議室)
- 三 科目
 - 1 屋外広告物に関する法令
 - 2 屋外広告物の表示の方法に関する事項
 - 3 屋外広告物の施工に関する事項
 - 4 受講手数料 一科目につき千円(受講手数料は、申込みを取り消した場合又は講習を受講しなかった場合でも還付しない。)
 - 5 受講申込期間 令和五年八月十四日(月)から同年十月十三日(金)までに、郵送又は電子申請により申請(令和五年十月十三日(金)必着)
 - 6 受講申込書の提出先 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県国土整備部都市計画課 景観まちづくり室 景観づくり担当(電話〇五五―二二三―一三二五)

教育委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和五年六月二十六日

山梨県教育委員会

教育長 降 旗 友 宏

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする借入物品等の名称及び数量

(一) 名称 学校図書館情報システム

(二) 数量 一式

2 調達をする借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間 令和五年十月一日から令和十年九月三十日まで

4 納入場所 山梨県教育委員会教育長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県教育庁高校教育課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。)

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百五号)に基づく再生手続開始の申立てがされている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

3 令和五年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等(令和五年山梨県告示第九十三号)の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

4 調達をする賃貸借物品等の数量及び仕様等に適合した物品を確実に納入することができること、物品を納入した後、県の求めに応じて修繕、保守等のサービスを速やかに提供できることを、五3に掲げる入札参加資格の確認を受け明らかにした者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日から令和五年七月十四日(金)まで(山梨県の休日と定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参又は郵送により提出すること。

郵便番号四〇〇一八五〇山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県教育庁高校教育課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所 四3に掲げる場所

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から令和五年七月十三日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四3に掲げる場所において直接交付する。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和五年八月七日(月) 午前十時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁防災新館三階高校教育課

5 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第七号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年六月二十六日

山梨県公安委員会

委員長 高 橋 英 尚

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「第百八条の二各号」を「第百八条の二第一項各号」に改め、同条第一条中「第百八条の二第一項第一号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号、第九号、第十号、第十二号及び第十四号」を「第百八条の二第一項第一号、第四号から第十号まで、第十二号、第十五号及び第十六号」に改め、同条第二条中「及び第十三号」を「第十三号及び第十四号」に改める。

附 則

この規則は、令和五年七月一日から施行する。

山梨県公安委員会規則第八号

自転車運転者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年六月二十六日

山梨県公安委員会

委員長 高 橋 英 尚

自転車運転者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

自転車運転者講習の実施に関する規則（平成二十七年山梨県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第百八条の二第一項第十四条」を「第百八条の二第一項第十六号」に改める。

第二条第一項中「第百八条の三の四」を「第百八条の三の五第二項」に、「第三十八条の四の四」を「第三十八条の四の四第二項の規定により、」に改める。

第三条第一項中「場合は」を「場合においては」に改め、同条第二項中「命令通知書」を「自転車運転者講習受講命令通知書」に改め、同条第四項中「命令執行通知書」を「自転車運転者講習受講命令執行通知書」に、「命令書返送書」を「自転車運転者講習受講命令書返送書」に改める。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。
(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

6 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 規則第百八条の二第二号の規定により、これを免除する。ただし、落札者が指定した期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消し、規則第百二十条第一項の規定により、違約金を徴収するものとする。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 契約書作成の要否 要

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県教育庁高校教育課（電話〇五五―二二三―一七六六）

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured: Information System Lease For School Libraries 1 set

2 Date and time for tender: 10:00AM August 7, 2023

3 Bureau in charge: High School Education Division, Yamanashi Prefectural Board of Education 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8504 Japan TEL 055-223-1766

第五条第一項中「第三十八条第十四項」を「第三十八条第十六項」に改め、同条第五項中「棄損」を「毀損」に、「再交付申請書」を「自転車運転者講習終了証書再交付申請書」に改める。

第一号様式中「命令通知書」を「自転車運転者講習受講命令通知書」に改める。

第二号様式中「命令執行通知書」を「自転車運転者講習受講命令執行通知書」に改める。

第三号様式中「命令書返送書」を「自転車運転者講習受講命令書返送書」に改める。

第五号様式中「第108条の2第1項第14号」を「第108条の2第1項第16号」に改める。

第六号様式中「再交付申請書」を「自転車運転者講習受講命令執行通知書」に、「

□ 棄損」を「□ 毀損」に改める。

第七号様式中「第108条の2第1項第14号」を「第108条の2第1項第16号」に改める。

附則

この規則は、令和五年七月一日から施行する。

山梨県公安委員会規則第九号

特定小型原動機付自転車運転者講習の実施に関する規則を次のように定める。

令和五年六月二十六日

山梨県公安委員会

委員長 高 橋 英 尚

特定小型原動機付自転車運転者講習の実施に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の二第一項第十五号に規定する講習（以下「特定小型原動機付自転車運転者講習」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(受講の命令)

第二条 公安委員会は、道路交通法第百八条の三の五第一項の規定による命令を決定した場合、道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号。以下「府令」という。）第三十八条の四の四第一項の規定により、特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書（以下「命令書」という。）を被命令者に交付するものとする。

2 命令書は、手交するものとする。

3 公安委員会は、被命令者に出頭を通知する際に日程調整を行い、命令書の交付及び講習の実施を同日に行うことができる。

(命令した旨の通知等)

第三条 公安委員会は、受講命令を行う場合において、当該受講命令の被命令者がある住所を他の都道府県に変更していたときは、受講命令を決定した公安委員会（以下「命令公安委員会」という。）として、被命令者の現在の住所を管轄する都道府県公安委員会（以下「住所地公安委員会」という。）に、命令を決定した旨の通知（以下「通知」という。）を行うものとする。

2 通知は、特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令通知書（第一号様式）を送付して行うものとする。

3 公安委員会は、前二項に規定する通知に併せて、被命令者に対する命令書の交付を住所地公安委員会に依頼して行うこと（次項において「命令執行依頼」という。）ができるものとする。

4 公安委員会は、他の都道府県の命令公安委員会から通知及び命令執行依頼を受け、住所地公安委員会として被命令者に命令書を交付した場合は特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令執行通知書（第二号様式）を、被命令者が住所地にいない場合は特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書返送書（第三号様式）を当該命令公安委員会に遅滞なく送付するものとする。

(受講書の徴収)

第四条 公安委員会は、命令書を交付する際は、被命令者から特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書受領書（第四号様式）を徴収するものとする。

第五条 特定小型原動機付自転車運転者講習は、府令第三十八条第十五項の規定に従い、特定小型原動機付自転車運転者講習の講習科目及び時間割（別表）に基づき行うものとする。

2 特定小型原動機付自転車運転者講習は、公安委員会が認める施設において行うものとする。

3 特定小型原動機付自転車運転者講習は、原則として交通警察に従事する警部補以上の警察官又はこれに相当する職員で、交通安全教育の実務経験が豊富なものが実施するものとする。

4 特定小型原動機付自転車運転者講習を終了した者には、特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書（第五号様式。以下「講習終了証書」という。）を交付し、副本を保管するものとする。

5 前項の講習終了証書を交付された者が、当該講習終了証書を亡失し、滅失し、又は毀損したときは、特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書再交付申請書（第六号様式）により申請させた上で、保管している副本の写しを交付するものとする。

6 前項に規定する申請において、住所地が他の都道府県である者が再交付を申請する場合は、現住所地を管轄する公安委員会を經由して申請させるものとする。

(講習の委託)

第六条 特定小型原動機付自転車運転者講習は、府令第三十八条の三の要件を充たすと公安委員会が認めた者に委託することができる。

2 前条第四項及び第五項に規定する交付の手続は、前項の規定により委託を受けた者(以下「受託者」という。)が行うことができる。この場合において、受託者は、講習終了証書の写しを公安委員会に送付するものとする。

3 受託者は、特定小型原動機付自転車運転者講習を実施した都度、特定小型原動機付自転車運転者講習実施結果報告書(第七号様式)により、原則として講習実施当日に公安委員会に報告するものとする。

(補則)

第七条 この規則に定めるもののほか、特定小型原動機付自転車運転者講習の実施に關し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、令和五年七月一日から施行する。

別表（第5条関係）

特定小型原動機付自転車運転者講習の講習科目及び時間割

項目	内容	講習時間
オリエンテーション	事前説明	5分
テスト	交通ルール等に係る理解度チェック	20分
体験談紹介	被害者、被害者遺族等の声	15分
事例紹介・疑似体験	受講者が犯しやすい違反行為の事例紹介及び危険性の疑似体験	20分
体験談紹介	事故時の特定小型原動機付自転車運転者の責任	15分
交通ルール遵守の徹底	特定小型原動機付自転車の交通ルール	20分
個人ワーク討議等	危険行為に関する学習	40分
再検査	交通ルール等に係る理解度の再チェック	10分
総括	講習の総括	35分
講習時間合計		180分

備考 休憩時間は、講習時間以外に適当な時間を設ける。

年 月 日

公安委員会 殿

山梨県公安委員会

特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令通知書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する次の者に対し、下記の受講命令を決定したので通知する。

記

住 所	
フリガナ 氏 名	(年 月 日生)
命令理由	違反名： (年 月 日) (道路交通法第 条第 項違反)
	違反名： (年 月 日) (道路交通法第 条第 項違反)
命令執行	受講命令書を被命令者に (・ 交付済み) (・ 未交付) 貴公安委員会への命令執行依頼 (・ あり) (・ なし) 特定小型原動機付自転車運転者講習の実施 (・ 当公安委員会) (・ 貴公安委員会)
備 考	

第2号様式（第3条関係）

山梨県公報 第三百八十九号 令和五年六月二十六日

年 月 日

公安委員会 殿

山梨県公安委員会

特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令執行通知書

貴公安委員会から 年 月 日に執行依頼のあった受講命令については、下記のとおり受講命令書を交付したので通知する。

記

住 所	
被命令者	(年 月 日生)
交 付 日	年 月 日 (命令の期間 年 月 日 ~ 年 月 日)
備 考	

年 月 日

公安委員会 殿

山梨県公安委員会

特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書返送書

貴公安委員会から 年 月 日に執行依頼のあった次の者に対する受講命令については、被命令者の所在が不明であることから、受講命令書を返送する。

記

フリガナ 氏 名	(年 月 日生)
備 考	

第4号様式（第4条関係）

年 月 日

特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書受領書

山梨県公安委員会 殿

住所・連絡先

氏名

私は、 年 月 日から 年 月 日までの間に特定小型原動機付自転車運転者講習を受けるべきことを命令するという内容の命令書を受領しました。

また、受講の場所・日時については、

- ・ 別途調整します。
- ・ 下記のとおりとします。

場所	
日時	午前 年 月 日 時 分 から 午後

第 号

特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日、道路交通法第108条の2第1項
第15号に掲げる特定小型原動機付自転車運転者講習を終了した者であることを証
明する。

年 月 日

実施機関

印

備考 実施機関は、特定小型原動機付自転車運転者講習を実施した「公安委員会名」
又は「講習受託者名及び代表者名」とする。

第7号様式 (第6条関係)

特定小型原動機付自転車運転者講習実施結果報告書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

講習受託者名

代表者

次の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第15号に掲げる講習を
年 月 日に終了したので報告する。

番号	フリガナ 氏 名	生 年 月 日	住 所

備考